会員継続届出書　兼　規約貯金払戻請求書

一般社団法人　鹿児島県教職員共助会理事長　様

退職に伴う継続会員移行のための清算をお願いします。

① 現職中の生業資金の清算
② 継続会費の収納（１００万円）
③ 規約貯金の継続処理、解約払戻
④ 貸付金の清算（充当）

提出日
２０〇〇年 〇〇月〇〇 日

退職時の勤務校名	鹿児島市立　共助小学校　２０〇〇年〇〇 月〇〇日　退職（予定）							
フリガナ	キョウジョカイ　タロウ	会員コード	6	5	4	3	2	1
会員名	共助会　太郎							
退職後の住所電話番号	〒（ 892－XXX0 ）電話（ 090 ）－（ XXX6 ）－（ XXX0 ） ※必ず連絡のとれる電話番号をお書きください。 鹿児島市山下町〇〇―〇番地							

緊急連絡先（同居以外の方をご記入下さい）	名前	続柄	住所	電話番号
	共助会 次郎	次男	〒（〇〇〇－〇〇〇〇 ） 鹿児島市〇〇町〇〇番地	（090 ） （XXX5 ）－（ XXX8 ）

規約貯金の継続利用		
	☑ 利用する（※残高１０万円以上）	☐ 利用しない

生命保険の団体扱い継続 右の生命保険会社で共助会の団体扱いを継続希望される場合、全部か一部を☑してください。		
	アフラック生命	☑ 全部　☐ 一部
	明治安田生命	☐ 全部　☐ 一部
	メットライフ生命	☐ 全部　☐ 一部

≪記入上の注意≫
① 上記の太線枠のみご記入ください。
② スタンプ式印鑑（シャチハタ等）は不可です。
③ 緊急連絡先は、転居等によりご本人と同時に連絡が途絶えるのを防ぐため、可能な限り同居以外の方の連絡先をご記入ください。万が一ご本人と連絡不通となった場合のみ利用いたします。
④ 規約貯金の継続利用欄の利用するに☑マークがあっても残高が１０万円に満たない場合と、チェックがない場合は、「☑利用しない」で処理します。

≪清算金について≫
① 共助会にあらかじめ登録済みの給付金等受取口座へ送金されます。
② 給付金等受取口座の登録がない方は、共助会よりお問い合わせをする場合があります。
③ 継続会員への移行手続きが完了しましたら、『継続会員会費領収証書』を発送いたします。

※記載内容については、共助会が定めた「個人情報保護ガイドライン」に基づき適切にとり扱います。

【共助会記入欄】

規約貯金解約払戻額　清算　充当

（円）

チェック	１ 会費　２ 貯金　３ 貸付 ４ 会費不足

金額	
充当日	※継続移行処理前に貸付充当時のみ記入

受付日	
処理日	

理事長	専務	常務	部長	係